### 令和6年度業務改善助成金のご案内

#### 業務改善助成金とは?

申請期限:令和6年12月27日 (事業完了期限:令和7年1月31日)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

# 事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画 機械設備導入、コンサルティン グ、人材育成・教育訓練など



業務改善助成金を支給 (最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

#### 対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと





以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、 (工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

#### 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。 また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。** 

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul><li>POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li><li>リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li></ul>
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面(生産性向上のヒント集)をご覧ください。

#### 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と 助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

#### <例>

- ○事業場内最低賃金が898円
  - →助成率9/10
- ○8人の労働者を988円まで引上げ(90円コース)→助成ト限額450万円
- ○設備投資などの額は600万円

540万円 (=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

**450万円** (=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



**450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は 裏面をチェック! 助成上限額や助成率などの 詳細は中面をチェック!

#### 助成上限額

			助成」	上限額
コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
		1人	30万円	60万円
20Ш		2~3人	50万円	90万円
30円 コース	30円以上	4~6人	70万円	100万円
- ^		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
		1人	45万円	80万円
4500	45円以上	2~3人	70万円	110万円
45円   コース		4~6人	100万円	140万円
- ^		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
		1人	60万円	110万円
СОП		2~3人	90万円	160万円
60円 コース	60円以上	4~6人	150万円	190万円
- ^		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
		1人	90万円	170万円
000		2~3人	150万円	240万円
90円   コース	90円以上	4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる 場合に対象になります。

#### 助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

( )内は生産性要件を満たした事業場の場合

#### 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金 要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950 円未満である事業者
物価 ② 高騰等 要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

※「%ポイント (パーセントポイント) 」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の 自動車の導入やパソコン等の新規導入が認め られる場合がございます。詳しくはP3の 「助成対象経費の特例」をご覧ください。

#### 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。

(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

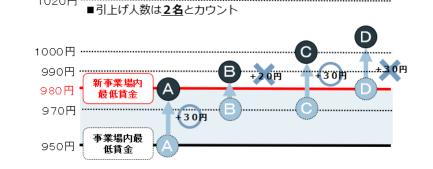
#### <例:事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

A:事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に<mark>算入可</mark>

B:申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可

C: Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、<mark>算入可</mark>

D: 既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、算入不可



#### <事業場内最低賃金とは?>

事業場で最も低い時間給を指します。 (ただし、業務改善助成金では、雇入 れ後3か月を経過した労働者の事業場 内最低賃金を引き上げていただく必要 があります。)

事業場内最低賃金の計算方法は、地域 別最低賃金(国が例年10月頃に改定す る都道府県単位の最低賃金額)と同様、 最低賃金法第4条及び最低賃金法施行 規則第1条又は第2条の規定に基づい て算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用 環境・均等部室または賃金課室までお 尋ねください。

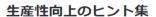
#### 助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります(パソコン等は新規 導入に限ります)。

助成対象経費	一般 事業者	<b>特例事業者</b> (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	0	0
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	0

#### 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。







生産性向上のヒント集

#### 賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要がございます。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意 ください。
  - (例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

**発効日の前日(9月30日)まで**に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)



**発効日の当日(10月1日)**に 事業場内最低賃金の引き上げ (1,005円→1,050円)を実施



助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案



#### 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。 労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。 事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審 査を経て、助成金が支給されます。

#### 交付申請

交付申請書・事業実施 計画書等を 都道府県労働局に提出

#### 交付決定

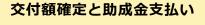
交付申請書等を審査の上、通知

#### 事業の実施

申請内容に沿って 事業を実施 (賃金の引き上げ、設備の 導入、代金の支払)



労働局に事業実績報告 書等と助成金支給申請 書を提出



事業実績報告書等を審査し、 適正と認められれば交付額の確定 と助成金の支払いを実施



ください。

ここで助成金が 振り込まれます

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低

賃金の引き上げに取り組む方に、設備

資金や運転資金の融資を行っています。 詳しくは、事業場がある都道府県の日

本政策金融公庫の窓口にお問い合わせ

日本政策金融公庫 店舗検索

助成金受領

#### 注意事項・お問い合わせ等

#### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

#### 令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025(令和7)年1月31日\*になりました。
   ※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025(令和7)年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から**同一事業場の申請は年1回**までとなりました。

### 参考ウェブサイト

・ 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、 申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。

最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、 サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取 組事例などを紹介しています。 業務改善助成金

14 at



最低賃金特設サイト

検索

#### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号:0120-366-440**(受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です







### 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者 への支援施策

#### 1. 賃金引上げに関する支援

#### ① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先:業務改善助成金コールセンター 電話:0120-366-440 (平日 8:30~17:15) 又は都道府県労働局雇用環境・均等部 (室)

事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング)を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



#### ② キャリアアップ助成金

問い合わせ先:都道府県労働局又はハローワーク

キャリアアップ助成金

検索

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。



#### ③ 中小企業向け賃上げ促進税制

問い合わせ先:中小企業税制サポートセンター

賃上げ促進税制

検案

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、 その増加額の一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。



#### ④ 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

問い合わせ先:日本政策金融公庫 電話:0120-154-505

働き方改革推進支援資金

検索

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



#### 2. 生産性向上に関する支援

#### ⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

**検索** 

問い合わせ先: <先端設備等導入計画の作成等について> 先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課 <税制について> 中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口

電話:03-6281-9821(平日9:30~12:00、13:00~17:00)

<制度について>中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 電話:03-3501-1816

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



#### ⑥ 中小企業等経営強化法(経営力向上計画)

経営力向上計画

検索

問い合わせ先:経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課

電話:03-3501-1957(平日9:30~12:00、13:00~17:00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等 に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税 制や金融支援等の措置を受けることができます。



#### ⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例(経営強化税制)

経営強化税制

検索

問い合わせ先:中小企業税制サポートセンター

電話:03-6281-9821 (平日9:30~12:00、13:00~17:00)

中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載 されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10% (資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除を選択適用することができます。



#### ⑧ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

問い合わせ先:ものづくり補助金事務局サポートセンター

ものづくり補助金

検索

電話:050-3821-7013(10:00~17:00 土日祝日及び12/29~1/3を除く)

生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規 模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。



#### 9 小規模事業者持続化補助金

持続化補助金

IT 導入補助金

事業承継・引継ぎ補助金

検索

問い合わせ先: <商工会の管轄地域で事業を営む方>全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、 URL をご参照ください。https://www.shokokai.or.jp/jizokuka r1h/

<商工会議所の管轄地域で事業を営む方> 電話:03-4330-3480

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等 の取組を支援します。

(商工会地区)

(商工会議所地区)





#### (10) サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

問い合わせ先:サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局

電話:0570-666-376

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツ ール(ソフトウェア、アプリ、サービス等)の導入を支援します。



検索

検索

#### ⑪ 事業承継・引継ぎ補助金

問い合わせ先:事業承継・引継ぎ補助金事務局

(経営革新事業): 050-3000-3550

(専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠): 050-3000-3551

事業承継・M&A 後の経営革新(設備投資や販路開拓等)に係る費用、M&A 時の専門家活用に係る 費用、事業承継 M&A に伴う廃業等に係る費用(原状回復費等)を支援します。



#### 3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

#### ① 下請適正取引等の推進のためのガイドライン

下請ガイドライン

問い合わせ先:中小企業庁取引課 電話:03-3501-1669

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進の ためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。



検索

#### 13 パートナーシップ構築宣言

パートナーシップ構築宣言

検索

問い合わせ先: < 「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話: 03-3501-1765

<「宣言」の提出・掲載について> (公財)全国中小企業振興機関協会 電話:03-5541-6688

下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。



#### (4) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先: 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部

価格転嫁指針

検索

企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 電話:03-3581-3378

労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、 発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。



#### ⑤ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先: 中小企業庁取引課 電話:03-3501-1669

官公需基本方針

検索

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。



#### 16 官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先: 中小企業庁取引課 電話:03-3501-1669

官公需ポータルサイト

検索

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集 し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。



#### 4. 資金繰りに関する支援

#### ① セーフティネット貸付制度

セーフティネット貸付

検索

問い合わせ先:日本政策金融公庫(日本公庫) 電話:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫) 電話:098-941-1795

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。



#### ⑱ 小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)

問い合わせ先: 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所

マル経融資

検索

日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本支店

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。



#### 5. その他、雇用(人材育成)に関する支援

#### (19) 建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先:都道府県労働局又はハローワーク

建設事業主等に対する助成金

検索

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金(「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」)を支給します。



#### ② 人材確保等支援助成金

問い合わせ先:都道府県労働局又はハローワーク

人材確保等支援助成金

検索

事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。



#### ② 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

問い合わせ先:都道府県労働局又はハローワーク

地域雇用開発助成金

検索

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。



#### ② 人材開発支援助成金

問い合わせ先:都道府県労働局又はハローワーク

人材開発支援助成金

検索

従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を 従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。



#### 6. 相談窓口

#### ② よろず支援拠点

問い合わせ先:各都道府県のよろず支援拠点

よろず支援拠点

検索

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。



#### ② 下請かけこみ寺

問い合わせ先:(公財)全国中小企業振興機関協会

下請かけこみ寺

検索

各都道府県の下請かけこみ寺 電話:0120-418-618

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。



#### ② 働き方改革推進支援センター

問い合わせ先:全国の働き方改革推進支援センター

働き方改革 特設サイト

検索

全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。



### ᢧ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」

ミラサポ plus

検索

問い合わせ先:ミラサポ plus コールセンター 電話:050-5370-4340

中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策(制度)をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。



各都道府県労働局の問い合わせ先:厚生労働省 H Pホーム>厚生労働省について>所在地案内>

都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧



## 最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

# 最低賃金引き上げに伴う 支援を強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用頂くことも可能です 賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

### 業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

### キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を 3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の 「賃金規定等改定コース」が利用できます。

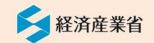
### ものづくり補助金、IT導入補助金

最低賃金引き上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に 賃上げの努力を行う場合、補助金の採択において加点 措置が得られます。

# 詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と中小企業庁の補助事業をご紹介するものです。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。







### <業務改善助成金>

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備 投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業内最低賃金 引き上げの計画



設備投資等の計画 機械設備、コンサルティング、 人材育成・教育訓練など

計画の承認 と実施

設備投資等の費 用の一部を助成

### 対象となる事業者

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ 計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働 者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。







### 助成率

事業場内最低賃金額	助 成 率
900円未満	9/10
900円以上950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

※()内は生産性要件を満たした事業場

### 助成対象経費の例

機器・設備 の導入

- POSレジシステム導入による在庫 管理の短縮
- リフト付き特殊車両の導入による 送迎時間の短縮

経営コンサ ルティング 国家資格者による、顧客回転率の向上 を目的とした業務フロー見直し

その他

顧客管理情報のシステム化

### 助成上限額

※ 一部事業者は対象経費の特例を受けることができる可能性 がございます。(詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照)

引上げ	引上げ額											
労働者数	30円コース (30円以上)	45円コース (45円以上)	60円コース (60円以上)	90円コース (90円以上)								
1人	30万円(60万円)	45万円(80万円)	60万円(110万円)	90万円(170万円)								
2~3人	50万円(90万円)	70万円(110万円)	90万円(160万円)	150万円(240万円)								
4~6人	70万円(100万円)	100万円(140万円)	150万円(190万円)	270万円(290万円)								
7人以上	100万円(120万円)	150万円(160万円)	230万円	450万円								
10人以上※	120万円(130万円)	180万円	300万円	600万円								

- ※10人以上の上限区分は特例事業者(詳細は業務改善助成金ウェブサイト参照)のみ対象。
- ※()内の助成上限額は事業場規模30人未満の事業者のみ対象。

### 活用例

- 地域別最低賃金が935円
- 事業場内最低賃金を940円から1000円にUP
  - →事業場内最低賃金が940円なので助成率は4/5
- 労働者7人の最低賃金引上げを実施
  - →60円コース・7人以上の区分で 助成上限額は230万円



(設備投資費用が300万円の場合…) 300万円×4/5=240万円 →助成上限額230万円を超えているた め、230万円支給

申請先

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

問合先

業務改善助成金コールセンター: 0120-366-440



### <キャリアアップ助成金>

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の 正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

### 対象となる方

雇用保険適用事業所ごとに 「キャリアアップ計画」を 作成し、その計画に基づき、 右の❶~⑥までのいずれか を実施した事業主。

●正社員化コース

●賃金規定等共通化コース

❷障害者正社員化コース

❸賞与・退職金制度導入コース

❸賃金規定等改定コース

社会保険適用時処遇改善コース

(R5.10∼)

### 支援内容

※賃金規定等改定コースの場合

3%以上5%未満増額改定 した場合

5万円

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3% 以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、 右記の額の助成を行います。

5%以上増額改定した場合

6万5,000円

- 1年度1事業所当たり100人までは、複数回の申請ができます。
- 職務評価を行ったうえで賃金規定等を改定した場合は、助成額の加算が受けられます。
- 中小企業以外の場合、助成額は上記の2/3程度となります。

#### 社会保険適用時処遇改善コースの新設

最低賃金の引き上げに伴い、被用者保険の適用になり手取り収入が減らないよう就業調整をする 労働者はいらっしゃいませんか?新たに被用者保険を適用するとともに、労働者の収入を増加させる。 取組を行う事業主に対して助成する仕組みができました。



### 問合先

都道府県労働局

### <ものづくり・商業・サービス補助金>

□事業概要:	生産性向上に	資する革新的な	3製品・サービス	開発、生産フ	ロセス等の省	<b>ì</b> 力化
を行う中小イ	P業·小規模事業	業者等の設備技	受資等の経費の	一部を支援し	ょます。	

□補助上限:最大8,000万円

更に一定の賃上げで、上限額を最大2,000万円引き上げ

□補助率:1/3~2/3

↑現在の公募要領はこちら

□賃上げ加点:給与支給総額を平均6%以上増加させることに加え、

「事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にすること」を

更なる加点要素とします。

ものづくり補助金事務局サポートセンター:050-3821-7013

### <IT導入補助金>

□事業概要:業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のための ITツール等の導入を支援します。

□補助上限:最大450万円

□補助率:1/2~4/5

↑現在の公募要領はこちら

□賃上げ加点:給与支給総額を年率平均1.5%増加させることに加え、

「事業場内最低賃金を地域別最低賃金+50円以上の水準にすること」を 更なる加点要素とします。

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター: 0570-666-376

### <働き方改革や経営改善に向けた相談先>

①働き方改革推進支援センター

### 相談支援

### コンサルティング

### セミナー開催

### 社労士等の労務管理の専門家が 会社の「働き方改革」や賃金引上げを無料で支援します!

- ◆専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆専門家が会社への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、 働き方改革セミナーを開催しています。

問合先

各都道府県の働き方改革推進支援センター



### ②よろず支援拠点

### 経営革新支援 経営改善支援 ワンストップサービス

経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します!お気軽にご連絡ください。

- ◆売上拡大のための解決策を提案します。
- ◆資金繰りや事業再生等に関する経営改善のための経営相談に応じます。
- ◆地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な  **\*\*\*** 支援機関等を紹介します。

問合先

各都道府県のよろず支援拠点

**くその他:賃金引き上げ特設ページ>** 

### 取り組み事例 平均的な賃金検索

### 政府の支援情報

- ◆賃金引き上げの事例を収集し、賃金引き上げに向けた取り組み内容、そのポイ ントや従業員の声などを写真とともに掲載しています。
- ◆都道府県別に、年代別や業種・職種別の平均的な賃金額を検索できます。
- ◆賃金引き上げの参考となる各種支援策をとりまとめています。賃金引き上げ、 生産性向上や業務効率化のための各種助成金等に関する情報を掲載しています。





# 業務改善助成金申請•交付決定件数一覧表

上段:件数 ○申請件数 下段:対前年度比

	111 224																	1 42 . 73 01	1/2/20
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月~	~9月	10月	~3月	合	·計
27年	<b>丰度</b>	24	28	29	38	33	34	40	45	33	55	22	1	18	36	19	96	3	82
28年度		5	15	26	17	18	90	67	81	77	68	80	48	171 (91.9%)		421 (214.8%)			
294	丰度	34	69	63	68	76	133	75	68	89	199	0	27	44 (259			58 3.8%)		01 2.2%)
30±	<b>手</b> 度	26	79	94	79	133	207	72	72	87	136	0	10	6 <sup>-</sup> (139			77 .3%)		95 ).4%)
元年	₣度	7	24	25	30	79	222	44	35	50	124	3	30	38 (62			86 .9%)		73 .6%)
2年	度	12	38	45	63	62	67	79	82	105	174	31	47	28 (74			18 1.1%)		05 9.6%)
	通常	55	63	57	102	458	2,271	342	281	292	500	92	243	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例
3年度	特例	_	_	_	_	_	_	_	_	_	13	66	212	3,006	3,006	1,750	2,041	4,756	5,047
	合計	55	63	57	102	458	2,271	342	281	292	513	158	455	(1047.4%)	(1047.4%)	(337.8%)	(394.0%)	(590.8%)	(627.0%)
	通常	62	103	155	204	606	2,195	420	230	218	266	258	772	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例
4年度	特例	56	23	23	128	0	16	66	165	395	903	_	_	3,325	3,571	2,164	3,693	5,489	<u>7,264</u>
	合計	118	126	178	332	606	2,211	486	395	613	1,169	258	772	(110.6%)	(118.8%)	(123.7%)	(180.9%)	(115.4%)	(143.9%)
	通常	215	318	454	702	1,966	3,670	2,013	2,526	2,714	3,457	338	1,381		通常+特例	通常のみ	通常+特例		
5年度	特例	-	-	-	-	-	-	-	-	- 0.714	- 0.457	-	-	7,325	7,325	12,429	12,429	19,754	19.754
	合計	215	318	454	702	1,966	3,670	2,013	2,526	2,714	3,457	338	1,381	(220.3%)	(205.1%)	(574.4%)	(336.6%)	(359.9%)	(271.9%)
6年度		570	675	_	_	_	_	1	_	I	_	_	_		.0%)		O%)		245 3%)

 上段:件数

 〇交付決定件数

$\frac{2}{2}$	人化计	<i>&gt;</i> ^			1									1		1		1,47 ' \)	1 12 20	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月~	~9月	10月	~3月	合	· iit	
27年	F度	13	21	26	23	32	34	25	37	42	51	37	2	14	<b>1</b> 9	1	94	3.	43	
28年	F度	3	4	18	19	20	19	47	78	81	61	83	0	8 (55	3.7%)		50 0.4%)		433 (126.2%)	
29年	F度	18	43	53	52	66	85	83	64	75	70	140	49	3 (38		481 (137.4%)			98 4.3%)	
30⊈	F度	13	35	66	77	75	102	123	87	81	84	109	18	3( (116			02 4.2%)		70 9.0%)	
元生	F度	3	6	14	25	22	63	99	99	49	49	79	34	1; (36			<b>4</b> 09 (81.5%)		42 .3%)	
2年	度	14	24	35	35	47	45	59	60	80	73	123	31	20 (150	00 0.4%)		26 1.2%)		26 5.5%)	
	通常	49	59	52	48	79	288	981	806	620	387	364	95	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	
3年度	特例	-	-	_	-	_	_	-	_	_	1	12	18	575	575	3,253	3,284	3,828	3,859	
	合計	49	59	52	48	79	288	981	806	620	388	376	113	(287.5%)	(287.5%)	(763.6%)	(770.9%)	(611.5%)	(616.5%)	
	通常	117	159	161	114	213	375	1,077	899	446	329	287	94	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	
<u>4年度</u>	特例	78	83	54	19	43	23	25	40	160	284	491	101	1,139	1,439	3,132	4,233	4,271	<u>5,672</u>	
	合計	195	242	215	133	256	398	1,102	939	606	613	778	195	(198.1%)	(250.3%)	(96.3%)	(128.9%)	(111.6%)	(147.0%)	
	通常	193	448	372	413	524	950	1,937	1,950	2,306	2,231	1,910	172	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	
5年度	特例	81	69	35	5	4	0	0	1	2	0	0	0	2,900	3,094	10,506	10,509	13,406	13.603	
	合計	274	517	407	418	528	950	1,937	1,951	2,308	2,231	1,910	172	(254.6%)	(215.0%)	(335.4%)	(248.3%)	(313.9%)	(239.8%)	
6年	度	817	1,182	1	_	_	_	-	-	I	_	I	-		9999%)		O%)		1,999 (14.9%)	

令和5年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和6年3月31日時点

			令和5年 令和6年											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	局別合計
01	北海道	5	6	29	92	110	152	90	67	107	117	26	84	885
02	青 森	3	9	6	5	8	46	19	30	41	62	3	11	243
03	岩 手	3	0	2	9	24	43	15	53	60	47	4	20	280
04	宮城	9	5	2	9	25	60	29	43	32	49	4	31	298
<u>05</u>	秋田	0	1	0	7	15	24	17	18	22	15	4	10	133
06	山形	2	2	2	6	16	41	18	28	44	34	4	13	210
07	福島	2	5	6	6	30	36	32	52	50	73	4	20	316
08	茨 城	0	8	5	8	43	38	41	34	41	46	2	19	285
09	栃木	1	2	5	12	22	27	24	44	35	60	9	17	258
10	群馬	4	5	4	7	24	45	28	40	46	60	6	24	293
11	埼玉	3	5	7	6	44	92	50	46	56	96	10	50	465
12	千 葉	8	2	17	6	67	86	47	48	52	80	10	37	460
13	東京	16	32	29	47	127	173	116	133	177	280	42	163	1, 335
14	神奈川	19	15	22	30	86	129	61	93	106	118	8	51	738
15	新潟	6	5	12	14	53	76	24	76	83	62	5	20	436
16	富山	0	5	3	6	16	33	14	34	21	24	0	14	170
17	石川	6	8	6	12	24	62	26	31	50	39	2	12	278
18	福井	7	5	9	7	26	90	40	39	23	43	1	11	301
19	山梨	1	5	4	10	21	20	16	27	22	22	1	10	159
20	長野	7	7	9	10	23	67	21	36	40	44	9	18	291
21	岐阜	2	4	9	20	25	61	61	51	48	52	8	18	359
22	静岡	1	6	17	17	69	89	46	75	102	93	11	44	570
23	愛 知	14	31	46	69	192	276	211	230	143	248	22	107	1, 589
24	三重	7	1	7	7	30	37	47	40	51	53	0	21	296
25	滋賀		3	15 12	12 11	18 21	70 53	25 34	48	39 63	77 92	3 5	20 35	340
26	京都	6							154					379
27	大 阪 兵 庫	15 8	27 11	43 17	57 45	175 83	260 108	107 152	154 138	223 135	304 151	34 17	130	1, 529 914
29	<del> </del>	3	0	4	45	29	39	29	30	41	39	8	17	243
30	和歌山	4	2	3	9	27	38	27	25	27	20	1	14	197
31	鳥取	3	4	2	3	20	67	20	30	16	53	0	5	223
32	島根	0	2	3	4	7	53	13	26	22	35	1	8	174
33	岡山	1	7	16	21	47	86	45	67	52	53	2	27	424
34	広島	6	8	10	17	64	125	59	55	68	61	5	30	508
35	山口	0	7	8	6	31	58	41	47	42	56	6	15	317
36	徳島	1	2	3	10	18	43	6	24	15	30	2	8	162
37	香川	2	1	2	2	38	107	16	29	27	28	3	10	265
38	愛媛	2	1	2	2	19	63	28	32	34	61	6	13	263
39	高知	3	5	3	9	53	62	17	37	27	20	2	2	240
40	福岡	7	23	15	21	94	274	84	108	117	158	14	71	986
41	佐 賀	4	4	2	3	7	53	54	31	58	42	4	25	287
42	長 崎	1	9	3	6	12	40	30	34	47	44	2	12	240
43	熊本	3	6	10	9	25	79	38	36	50	107	9	15	387
44	大 分	0	4	7	6	17	86	19	59	45	56	4	22	325
45	宮崎	0	1	3	8	17	37	28	27	31	30	5	3	190
46	鹿児島	6	4	8	1	11	34	10	37	29	37	3	2	182
47	沖縄	12	8	5	14	13	31	36	42	52	79	6	18	316
台	計	215	319	454	702	1, 966	3, 669	2, 011	2, 528	2, 712	3, 450	337	1, 376	19, 739

令和5年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表(交付決定件数累計)

令和6年3月31日時点

		令和6年3         令和5年       令和6年												
		48		6 🗆	7.0			108	110	108	10		2 🗆	ᄆᇜᇫᆗ
	II AL-ASE	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	局別合計
01	北海道	0	9	9	12	23	49	125	130	92	90	89	0	628
02	青 森	0	4	8	5	6	18	26	20	45	22	6	0	160
03	岩手	7	9	0	6	8	16	37	10	54	27	62	6	242
04	宮城	3	10	1	7	14	4	16	19	27	67	19	0	187
Q5		<u>Q.,</u>	1.	l.	<u> </u>		14	14	13.	20.	20	9	l.	96
06	山形	3	6	2	3	7	18	23	18	18	27	19	3	147
07	福島	10	4	6	3	8	11	36	16	38	55	66	1	254
08	茨 城	8	8	4	8	8	22	30	37	16	35	36	1	213
09	栃木	6	2	3	5	18	20	15	24	39	34	37	0	203
10	群馬	8	6	5	3	14	12	33	23	35	34	14	0	187
11	埼玉	4	12	10	6	10	16	44	80	82	33	43	0	340
12	千 葉	5	5	11	7	5	22	16	40	79	34	11	0	235
13	東京	0	48	26	24	23	45	38	87	97	92	191	19	690
14	神奈川	6	18	18	19	16	45	83	70	80	54	20	0	429
15	新潟	10	7	11	9	19	34	46	46	41	82	14	1	320
16	富山	9	3	4	4	6	13	20	18	36	23	16	3	155
17	石 川	2	6	9	12	7	8	28	9	32	28	47	0	188
18	福井	4	7	5	10	11	16	43	47	57	30	21	2	253
19	山梨	2	2	3	4	6	6	16	12	36	20	19	1	127
20	長 野	0	12	14	9	8	14	45	16	38	53	29	6	244
21	岐阜	1	9	6	8	12	16	28	30	47	82	63	1	303
22	静岡	11	30	7	9	22	26	67	52	45	44	8	0	321
23	愛知	0	20	32	38	36	54	188	201	99	171	216	30	1, 085
24	三重	0	8	5	14	10	20	33	17	56	61	23	0	247
25	滋賀	2	8	8	8	10	17	36	34	33	41	28	13	238
26	京都	3	3	9	7	4	8	13	24	41	48	22	2	184
27	大 阪	19	55	28	29	37	70	138	163	160	173	141	8	1, 021
28	兵 庫	7	19	20	18	22	23	48	38	76	109	146	37	563
29	奈 良	6	8	2	4	2	7	24	26	27	30	21	1	158
30	和歌山	0	6	5	3	6	19	29	25	39	27	14	3	176
31	鳥取	4	3	3	3	14	16	36	29	32	19	18	0	177
32	島根	0	3	4	7	5	5	19	19	34	36	24	0	156
33	岡山	7	4	8	10	22	26	37	53	39	31	26	1	264
34	広島	3	17	9	17	21	21	76	76	86	58	19	0	403
35	<u></u>	3	9	6	9	5	18	32	33	50	50	25	0	240
36	徳島	1	3	0	4	1	5	13	24	39	16	24	2	132
37	香川	4	3	1	1	2	32	83	21	48	19	20	7	241
38	愛媛	6	1	1	3	1	8	43	44	30	16	18	1	172
39	高知	3	5	3	3	8	47	35	34	15	23	21	0	197
40	福岡	5	17	25	20	23	49	72	105	90	81	42	0	529
41	佐 賀	4	10	6	2	2	5	29	21	47	41	42	2	211
42	長崎	0	5	4	5	2	0	18	25	45	63	49	0	216
43	熊本	4	6	4	8	8	9	24	27	28	13	23	0	154
44	大分	13	7	3	10	3	24	51	25	50	32	4	0	222
45	宮崎	0	0	1	4	6	13	15	30	29	31	22	2	153
46	鹿児島	0	5	6	5	2	4	9	18	20	23	27	3	122
47	沖縄	0	5	16	6	18	6	7	22	41	33	51	12	217
合	計	193	448	372	413	523	951	1, 937	1, 951	2, 308	2, 231	1, 905	168	13, 400

令和6年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和6年5月31日時点

		令和6年									令和7年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	局別合計
01	北海道	25	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42
02	青森	4	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
03	岩 手	9	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
04	宮城	9	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
05	秋田	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<u> </u>
06	山形	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
07	福島	8	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
08	茨 城	9	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27
09	栃木	7	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
10	群馬	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
11	埼玉	14	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
12	千葉	5	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
13	東京	62	49 26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111
14	神奈川	13 10	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39 25
15 16	新潟	4	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
17	石 川	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
18	福 井	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
19	山梨	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
20	長野	6	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
21	岐阜	12	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34
22	静岡	15	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34
23	愛知	49	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	101
24	三重	6	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
25	滋賀	11	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
26	京都	11	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
27	大 阪	59	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	128
28	兵 庫	29	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47
29	奈 良	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
30	和歌山	9	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
31	鳥取	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
32	島根	9	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
33	岡山	16	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
34	広島	20	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33
35	μп	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
36	徳島	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
37	香川	5	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
38	愛 媛	6	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
39	高知	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
	福岡	21	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46
41	佐賀	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
42	長崎	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
43	熊本	5	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
44	大分	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
45	宮崎	5 7	6 3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
46	鹿児島 沖 縄	8	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10 38
合	計	570	675	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1, 245